

赤穂市立障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

赤穂市長 岸 禮 正 統

赤穂市条例第43号

赤穂市立障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例

赤穂市立障害福祉サービス事業所条例（平成22年赤穂市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第13項」を「第5条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に改める。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。